

2025/26年度香港予算案ハイライト (参考和訳)

2025年2月26日

ポール・チャン財務長官は2025年2月26日、2025/26年度予算案演説を行いました。2024/25年度の財政赤字見込みは約872億香港ドルで、当初の見込みを約481億香港ドル上回りました。財政準備金は2025年3月31日までに約6,473億香港ドルに減少します。

政府の歳入に関する2024/25年度の修正見積りは、主に土地プレミアムと印紙税からの収入が見積りを下回るため、当初の見積りを5,596億香港ドル、11.6%下回っています。

2024/25年度の歳出修正見積りは7,548億香港ドルで、当初の見積りより221億香港ドル減少しました。

2025/26年度の財政赤字見込みは670億香港ドルと推定され、財政準備金も5,803億香港ドルに減少すると見込まれます。

右記のハイライトに加え、主な施策と我々の論評は以下の通りです：

主要施策

- ▶ 知的財産の使用権を取得するための一括ライセンス料や、関連会社から知的財産または知的財産の使用権を購入する際に発生する関連費用など、様々な知的財産関連支出に対する損金性を見直す。
- ▶ 非課税制度における「ファンド」の範囲を拡大し、ファンドやシングル・ファミリー・オフィスに対し、税制優遇の対象となる適格取引の種類を増やす。プライベート・エクイティ・ファンドによるキャリード・インタレストの分配に関する税制優遇措置を強化する。
- ▶ オペレーティング・リースにおける船舶賃貸人に対して船舶取得費用の損金算入など、海運業に関連する税制措置を拡充する。
- ▶ 2026年前半に立法院に法案を提出し、対象となるコモディティトレーダーに対して半分の税率の優遇措置を提案する。

ハイライト

- ▶ 100香港ドルの印紙税が課される居住用・非居住用不動産の最高価額を、即時に300万香港ドルから400万香港ドルに引き上げ
- ▶ 2024/25年度の事業所得税、給与所得税、その他個人所得税を1,500香港ドルを上限として100%減額
- ▶ 2025/26年度第1四半期の居住用・非居住用不動産に対する不動産使用税を500香港ドルを上限として免除
- ▶ 2025/26年度第3四半期より、航空旅客出国税を旅客1人当たり120香港ドルから200香港ドルに引き上げ
- ▶ 燃料補給に使用されるグリーンメタノールに対する免税措置の導入

主要施策（続き）

- ▶ 経済協力開発機構（OECD）によるグローバルミニマム課税を実施するため、すでに2025年1月に立法院に法案を提出し、グループ連結年間売上高が7億5,000万ユーロ以上の大規模多国籍企業グループに対して15%のグローバルミニマム税を適用し、さらに香港ミニマムトップアップ税を課し、2027/28年から毎年約150億香港ドルの税収確保を目指す。
- ▶ 2025/26年から2029/30年までの5年間に、政府持続可能債券プログラムとインフラ債券プログラムに基づき、毎年総額約1,500億香港ドルから1,950億香港ドル相当の債券を発行する。
- ▶ アゼルバイジャン、ドイツ、イスラエル、キルギス、モンゴル、ノルウェー、ウクライナを含む17カ国と包括的二重課税回避協定の交渉を行う。
- ▶ バスケットボール賭博の規制を検討し、香港ジョッキークラブに提案書の提出を求める。

BDO論評

- ▶ 財務長官は、慎重な財政の原則を堅持し、昨年の予算から引き続き財政健全化プログラムを強化し、政府歳出の抑制に重点を置くことを改めて表明しました。政府は、香港のシンプルで低税率な税制の競争力を維持し、税率の大幅な引き上げや新たな税金の導入（OECDの提案に従った香港ミニマムトップアップ税を除く）を避ける意向です。陳氏は、新たな政府の歳入を特定したり、増額する際に「利用者負担」と「可能な利用者の負担」の原則に従っており、これらは一般的な期待と一致しています。
- ▶ 我々は、知的財産集約型産業の発展を加速させ、香港における知的財産取引の発展を促進するために、知的財産関連支出に対する損金性を見直すという政府の取り組みを歓迎します。
- ▶ コモディティトレーダーに対する半分の税率の優遇措置も心強い進展と考えられます。
- ▶ 一方、陳氏は、ファミリー・オフィスを含む資産運用業界や海運業界に対する香港の優遇税制を強化するための政府の継続的な努力を改めて強調しました。
- ▶ 我々は、これらの税制優遇措置に関する法案や行政ガイドラインが発表されるのを心待ちにしています。

Contact us

BDO Limited

25th Floor, Wing On Centre
111 Connaught Road Central
Hong Kong
Tel: +852 2218 8288
Fax: +852 2815 2239
info@bdo.com.hk

Carol Lam

Director and Head of Tax
Tel: +852 2218 8296
carollam@bdo.com.hk

Abigail Li

Director
Tel: +852 2218 3372
abigailli@bdo.com.hk

Silent Li

Director
Tel: +852 2218 8983
silentli@bdo.com.hk

Christina Mai

Director, Transfer Pricing
Tel: +852 2218 8728
christinamai@bdo.com.hk

Cecilia Ho

Principal
Tel: +852 2218 2776
ceciliaho@bdo.com.hk

Celestine Yeung

Principal
Tel: +852 2218 2773
celestineyeung@bdo.com.hk

Michelle Cheng

Principal, Transfer Pricing
Tel: +852 2218 2755
michellecheng@bdo.com.hk

Shirley Yu

Principal, China Tax
Tel: +852 2218 4904
shirleyyu@bdo.com.hk

This publication has been carefully prepared, but it has been written in general terms and should be seen as containing broad statements only. This publication should not be used or relied upon to cover specific situations and you should not act, or refrain from acting, upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. Please contact BDO Limited to discuss these matters in the context of your particular circumstances. BDO Limited, its partners, employees and agents do not accept or assume any responsibility or duty of care in respect of any use of or reliance on this publication, and will deny any liability for any loss arising from any action taken or not taken or decision made by anyone in reliance on this publication or any part of it. Any use of this publication or reliance on it for any purpose or in any context is therefore at your own risk, without any right of recourse against BDO Limited or any of its partners, employees or agents.

BDO Limited, a Hong Kong limited company, is a member of BDO International Limited, a UK company limited by guarantee, and forms part of the international BDO network of independent member firms.

BDO is the brand name for the BDO network and for each of the BDO Member Firms.

Copyright © 2025 BDO Limited. All rights reserved. Published in Hong Kong.



別表

事業所得税率	2024/25	2025/26
税率		
法人	16.5% ¹	変更なし
法人化されていない事業	15% ¹	

給与所得税・人的控除・その他の控除	2024/25	2025/26
標準税率	最初の\$50,000：15%、それ以上：16%	変更なし
累進税率	最初の\$50,000 - 2%	
	次の\$50,000 - 6%	
	次の\$50,000 - 10%	
	次の\$50,000 - 14%	
	それ以上 - 17%	
人的控除 ²		
基礎控除	\$132,000	
配偶者控除	\$264,000	
寡婦（夫）控除	\$132,000	
障がい者控除	\$75,000	
1～9 歳(生年)の子供扶養控除	各 \$260,000	
初～9 歳(その他) の子供扶養控除	各 \$130,000	
父母・祖父母扶養控除		
55歳 - 59歳	- 基礎 \$25,000	
	- 同居の場合 \$25,000	
60歳以上	- 基礎 \$50,000	
	- 同居の場合 \$50,000	
扶養者が障がい者の場合の控除	\$75,000	
兄弟・姉妹扶養控除	\$37,500	
その他の控除		
指定された慈善寄付金	課税所得の35%	
自己学習費用	\$100,000	
住宅ローン利息（最大20年まで）		
- 基礎	\$100,000	
- 追加的	\$20,000	
高齢者介護費用	\$100,000	
MPF控除	\$18,000	
任意で加入する要件を満たした健康保険料	被保険者1名当たり \$8,000	
適格年金保険料とMPFの自主拠出金	\$60,000	
家賃控除		
- 基礎	\$100,000	
- 追加的	\$20,000	
生殖補助医療にかかる費用	\$100,000 ³	

臨時税額控除	2024/25	2025/26
対象となる税金	給与所得税、個人事業所得税、事業所得税	給与所得税、個人事業所得税、事業所得税
減免税額	100%減免。 上限 \$3,000	100%減免。 上限 \$1,500
資産所得税	2024/25	2025/26
税率	15%	変更なし

1. 要件を満たす事業者に対しては、最初の200万香港ドルまでの課税所得につき低減税率（上記の税率の半分）を適用する。
2. 人的控除は、累進税率を適用した場合の計算にのみ適用される。
3. 税制措置の実施には法改正が必要となる。

本稿に記載されている情報は、2025年2月26日に財務長官が発表した予算案に基づいており、法案成立前に立法院の審査を受けることになります。